

## アスベスト(石綿)を含有する廃棄物の最終処分に係る事前協議について

工作物の解体工事等によって発生するアスベスト(石綿)を含有する廃棄物は、大きく分けて次の2つになります。

### 1 廃石綿等(飛散性アスベスト廃棄物)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2の4に規定される特別管理産業廃棄物であり、吹付け石綿のほか、石綿を含有する保温材・断熱材・耐火被覆材など、大気中に飛散するおそれのあるアスベスト廃棄物をいいます。

### 2 石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト廃棄物)

工作物の新築、改築または除去に伴って生ずる廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものをいい、「非飛散性アスベスト廃棄物の扱いに関する技術指針」に準じている場合、安定型最終処分場で処分することが可能なアスベスト廃棄物です。

なお、事前協議の際は、次の事項をよく確認してください。

#### 廃石綿等に該当しないこと

##### 廃石綿等(特別管理産業廃棄物)

###### 【吹付け材】

- ・吹付け石綿

###### 【保温材】

- ・石綿保温材
- ・パーライト保温材
- ・けいそう土保温材

###### 【飛散のおそれのある保温材・断熱材・耐火被覆材】

- ・ケイ酸カルシウム保温材
- ・バーミキュライト保温材
- ・屋根用折板断熱材
- ・煙突用断熱材
- ・ケイ酸カルシウム板第2種
- ・石綿含有耐火被覆板

#### 成形品であること

#### 状態が安定しており、安全に処分できること

- ・劣化等による飛散のおそれがないこと
- ・廃棄物に含まれる成分から、重金属等の溶出や硫化水素の発生等がないこと

安定型処分場で安全に処理可能と判断される石綿含有産業廃棄物